

議案第16号

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例

かすみがうら市介護保険条例（平成18年かすみがうら市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「32,400円」を「31,800円」に改め、同項第2号及び第3号中「48,600円」を「47,700円」に改め、同項第4号中「58,300円」を「57,200円」に改め、同項第5号中「64,800円」を「63,600円」に改め、同項第6号中「77,700円」を「76,300円」に改め、同号イ中「当該合計所得金額から」の次に「令第38条第4項に規定する」を加え、同項第7号中「84,200円」を「82,600円」に改め、同号イ中「190万円」を「200万円」に改め、同項第8号中「97,200円」を「95,400円」に改め、同号イ中「290万円」を「300万円」に改め、同項第9号中「110,100円」を「108,100円」に改め、同項第10号中「116,600円」を「114,400円」に改め、同項第11号中「136,000円」を「1

33,500円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「29,160円」を「28,620円」に改める。

第18条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後のかすみがうら市介護保険条例第4条の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。